

3歳児利用に係る特例給付について

<概要>

地域型保育事業（小規模保育事業A型・B型，事業所内保育事業（地域枠））を利用する保育認定を受けた子どもは「満3歳を迎えた年度末まで」の利用が原則ですが、満3歳を迎えた年度超えてもなお，受け入れ先の確保が困難な場合については，満4歳を迎える年度中に受入先を確保することを基本として，市町村がやむを得ないと判断する場合に限り引き続き利用することが可能となっています。（利用に関しては，3号認定の範囲内での受入が原則）

○給付費

- ・「地域型保育給付の基本分単価（1・2歳児）」

⇒「地域型保育給付の基本分単価（1・2歳児）」に以下の割合を乗じて得た額

事業名	3歳児	4歳以上児
小規模保育事業A型	65/100	60/100
小規模保育事業B型	65/100	60/100
事業所内保育事業（小規模型）	65/100	60/100
事業所内保育事業（保育所型）	55/100	45/100

※ただし，各月初日における満3歳以上児の利用が利用定員の3割未満の場合，または3割以上となってもやむを得ないと仙台市が認める場合は，「基本分単価（1・2歳児）から給食材料費相当額（7,500円）を控除した額」とする。（事業所内保育事業（保育所型）を除く。）上記の場合において，副食費徴収免除対象子ども（ただし，年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く）については算定した額に4,500円を加えた額とする。

- ・加算分・調整分については，変更なし

(参考) 児童福祉法【抜粋】

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

【2～5省略】

○6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあっせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

- 一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。
- 二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。